

令和2年矢巾町議会定例会 11月会議議事日程

令和2年11月27日（金）

午前10時 開 議

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会議期間の決定

第3. 請願・陳情の審査報告

2 請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」
の実現を求めることについての請願

第4. 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について

第5. 議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条
例について

第6. 議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい
て

第7. 議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

第8. 議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

第9. 議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会 11月会議

1. 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
4. 議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
5. 議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
6. 議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和2年11月27日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会教育民生常任委員会
委員長 赤丸秀雄

請願審査報告書

本委員会が、令和2年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○2請願第3号：「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願

請願者 岩手県盛岡市本町通1丁目10-35
少人数学級を実現する岩手の会
代表 田代高章

紹介議員 山崎道夫
小川文子

2 委員会開催年月日

令和2年10月16日(金)

令和2年11月10日(火)

3 出席委員

赤丸秀雄	川村よし子	吉田喜博
村松信一	廣田清実	廣田光男

4 審査経過

2 請願第 3 号の請願趣旨の内容について、令和 2 年 10 月 16 日 および 11 月 10 日に各々午後 1 時 30 分から 2 度にわたり委員全員出席のもと、協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

2 請願第 3 号については、不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願は、新型コロナウイルス感染症対策として 20 人前後の少人数学級とする趣旨であり、その次の理由として、学校はひとりひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別指導することが大切であり少人数学級が望ましいとする趣旨であると捉えた。

新型コロナウイルス感染症対策は、少人数学級で対応すべきものではなく、現れた事象の中で対策を講じるべきであり、今後の見通しのつかないコロナ対策のために 20 人の少人数学級とする本請願を採択することは出来ないと結論付け、不採択とした。

なお、教育現場に多くの声がある少人数学級の推進については、趣旨を踏まえ委員全員が賛成であることを申し添える。

発議案第6号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ
り提出する。

令和2年11月27日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 2 号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

第2条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 8 3 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）等の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第18条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。	(期末手当) 第18条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。	

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第18条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。	(期末手当) 第18条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。	

(矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年矢巾町条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第9条 [略]	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第9条 [略]

2～3 〔略〕

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7) 〔略〕

附 則

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

1 〔略〕

2 第16条において準用する第9条の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同条第4項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同条第4項中「100分の130」とあるのは「100分の97.5」とする。

2～3 〔略〕

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に給与条例第18条第2項で定める期末手当基礎額に乗じる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(7) 〔略〕

附 則

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

1 〔略〕

2 第16条において準用する第9条の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同条第4項中「給与条例第18条第2項で定める期末手当基礎額に乗じる割合」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同条第4項中「給与条例第18条第2項で定める期末手当基礎額に乗じる割合」とあるのは「100分の97.5」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(給与条例の適用除外等)			(給与条例の適用除外等)		
第8条 〔略〕			第8条 〔略〕		
2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕			〔略〕		
第18条第2項	<u>100分の130</u>	<u>100分の170</u>	第18条第2項	<u>100分の125</u>	<u>100分の165</u>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第5条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(給与条例の適用除外等) 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			(給与条例の適用除外等) 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕			〔略〕		
第18条第2項	<u>100分の125</u>	<u>100分の165</u>	第18条第2項	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の167.5</u>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,811 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,249,284 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 11 月 27 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		434,454	△ 3,811	430,643
	2 基金繰入金	426,564	△ 3,811	422,753
補正されなかった款項にかかる金額		13,818,641		13,818,641
歳入合計		14,253,095	△ 3,811	14,249,284

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		132,229	△ 319	131,910
	1 議 会 費	132,229	△ 319	131,910
2 総 務 費		4,253,382	△ 841	4,252,541
	1 総 務 管 理 費	4,015,328	△ 566	4,014,762
	2 徴 税 費	130,854	△ 189	130,665
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	72,029	△ 40	71,989
	4 選 挙 費	8,691	△ 14	8,677
	5 統 計 調 査 費	17,994	△ 11	17,983
	6 監 査 委 員 費	8,486	△ 21	8,465
3 民 生 費		3,859,225	△ 1,240	3,857,985
	1 社 会 福 祉 費	1,729,472	△ 642	1,728,830
	2 児 童 福 祉 費	2,129,753	△ 598	2,129,155
4 衛 生 費		741,042	△ 275	740,767
	1 保 健 衛 生 費	256,860	△ 248	256,612
	2 環 境 衛 生 費	484,182	△ 27	484,155
5 労 働 費		28,849	△ 12	28,837
	1 労 働 諸 費	28,849	△ 12	28,837
6 農 林 水 産 業 費		652,886	△ 157	652,729
	1 農 業 費	633,422	△ 157	633,265
7 商 工 費		202,466	△ 84	202,382
	1 商 工 費	202,466	△ 84	202,382
8 土 木 費		1,516,675	145	1,516,820
	1 土 木 管 理 費	12,122	△ 24	12,098
	2 道 路 橋 梁 費	754,179	237	754,416
	4 都 市 計 画 費	636,247	△ 56	636,191

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 住 宅 費	60,013	△ 12	60,001
9 消 防 費		424,242	△ 60	424,182
	1 消 防 費	424,242	△ 60	424,182
10 教 育 費		1,138,260	△ 968	1,137,292
	1 教 育 総 務 費	125,737	△ 158	125,579
	2 小 学 校 費	239,507	△ 74	239,433
	3 中 学 校 費	143,918	△ 32	143,886
	4 社 会 教 育 費	258,197	△ 162	258,035
	5 保 健 体 育 費	370,901	△ 542	370,359
補正されなかった款項にかかる金額		1,303,839		1,303,839
歳 出 合 計		14,253,095	△ 3,811	14,249,284

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,637,095		3,637,095
2 地 方 譲 与 税	179,705		179,705
3 利 子 割 交 付 金	1,962		1,962
4 配 当 割 交 付 金	6,854		6,854
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,390		5,390
6 法 人 事 業 税 交 付 金	31,955		31,955
7 地 方 消 費 税 交 付 金	655,101		655,101
8 環 境 性 能 割 交 付 金	19,569		19,569
9 地 方 特 例 交 付 金	33,253		33,253
10 地 方 交 付 税	1,851,841		1,851,841
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,358		4,358
12 分 担 金 及 び 負 担 金	160,060		160,060
13 使 用 料 及 び 手 数 料	79,121		79,121
14 国 庫 支 出 金	4,656,752		4,656,752
15 県 支 出 金	949,241		949,241
16 財 産 収 入	19,882		19,882
17 寄 附 金	341,936		341,936
18 繰 入 金	434,454	△3,811	430,643
19 繰 越 金	471,702		471,702
20 諸 収 入	132,158		132,158
21 町 債	580,706		580,706
歳 入 合 計	14,253,095	△3,811	14,249,284

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	132,229	△319	131,910				△319	
2 総務費	4,253,382	△841	4,252,541				△841	
3 民生費	3,859,225	△1,240	3,857,985				△1,240	
4 衛生費	741,042	△275	740,767				△275	
5 労働費	28,849	△12	28,837				△12	
6 農林水産業費	652,886	△157	652,729				△157	
7 商工費	202,466	△84	202,382				△84	
8 土木費	1,516,675	145	1,516,820				145	
9 消防費	424,242	△60	424,182				△60	
10 教育費	1,138,260	△968	1,137,292				△968	
11 災害復旧費	3,180		3,180					
12 公債費	1,291,658		1,291,658					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	14,253,095	△3,811	14,249,284				△3,811	

歳

入

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	249,599	△3,811	245,788	1 財政調整基金繰入金	△3,811	財政調整基金繰入金の減 △3,811
計	426,564	△3,811	422,753			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	132,229	△319	131,910				△319	3 職員手当等	△319	◎議会運営事業の減 ○議員報酬等の減 ○一般職員給与費の減	△319 △255 △64
計	132,229	△319	131,910				△319				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	3,190,458	△566	3,189,892				△566	3 職員手当等	△566	◎一般管理事業の減 ○特別職給与費の減 ○一般職員給与費の減	△566 △78 △488
計	4,015,328	△566	4,014,762				△566				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	86,829	△189	86,640				△189	3 職員手当等	△189	◎税務総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△189 △189
計	130,854	△189	130,665				△189				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	72,029	△40	71,989				△40	3 職員手当等	△40	◎戸籍住民基本台帳事業の減 ○一般職員給与費の減	△40 △40
計	72,029	△40	71,989				△40				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	8,573	△14	8,559				△14	3 職員手当等	△14	◎適正選挙推進事業の減 ○一般職員給与費の減	△14 △14
計	8,691	△14	8,677				△14				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	4,787	△11	4,776				△11	3 職員手当等	△11	◎統計調査総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△11 △11
計	17,994	△11	17,983				△11				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	8,486	△21	8,465				△21	3 職員手当等	△21	◎監査事業の減 ○一般職員給与費の減	△21 △21
計	8,486	△21	8,465				△21				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	335,509	△263	335,246				△263	3 職員手当等	△263	◎社会福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△243 △243
										◎国民健康保険運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△20 △20
3 老人福祉費	688,857	△379	688,478				△379	3 職員手当等	△379	◎老人福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△346 △346
										◎介護保険運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△13 △13

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

										◎後期高齢者医療運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△20 △20
計	1,729,472	△642	1,728,830				△642				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	223,407	△361	223,046				△361	3職員手当等	△361	◎児童福祉総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△361 △361
3児童福祉 施設費	1,338,616	△237	1,338,379				△237	3職員手当等	△237	◎町立保育園事業の減 ○一般職員給与費の減	△237 △237
計	2,129,753	△598	2,129,155				△598				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	176,498	△248	176,250				△248	3職員手当等	△248	◎保健衛生総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△248 △248
計	256,860	△248	256,612				△248				

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

1環境衛生 総務費	469,082	△27	469,055				△27	3職員手当等	△27	◎環境衛生事業の減 ○一般職員給与費の減	△27 △27
計	484,182	△27	484,155				△27				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	28,849	△12	28,837				△12	3職員手当等	△12	◎就労者支援事業の減 ○一般職員給与費の減	△12 △12
計	28,849	△12	28,837				△12				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会費	33,333	△48	33,285				△48	3 職員手当等	△48	◎農業委員会総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△48 △48
2 農業総務費	61,140	△97	61,043				△97	3 職員手当等	△97	◎農政対策事業の減 ○一般職員給与費の減	△97 △97
8 ダム管理費	14,285	△12	14,273				△12	3 職員手当等	△12	◎ダム維持管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△12 △12
計	633,422	△157	633,265				△157				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	35,189	△84	35,105				△84	3 職員手当等	△84	◎商工総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△84 △84
計	202,466	△84	202,382				△84				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	12,122	△24	12,098				△24	3 職員手当等	△24	◎土木総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△24 △24
計	12,122	△24	12,098				△24				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	64,871	237	65,108				237	3 職員手当等	237	◎道路橋梁総務事業の増 ○一般職員給与費の増	237 237
計	754,179	237	754,416				237				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画 総務費	223,392	△56	223,336				△56	3職員手当等	△56	◎都市計画総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△56 △56
計	636,247	△56	636,191				△56				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理 費	60,013	△12	60,001				△12	3職員手当等	△12	◎住宅管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△12 △12
計	60,013	△12	60,001				△12				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2非常備消 防費	63,523	△60	63,463				△60	3職員手当等	△60	◎非常備消防事業の減 ○一般職員給与費の減	△60 △60
計	424,242	△60	424,182				△60				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	64,794	△158	64,636				△158	3職員手当等	△158	◎教育委員会事務局運営事業の減 ○教育長給与費の減 ○一般職員給与費の減	△158 △33 △125
計	125,737	△158	125,579				△158				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理 費	99,044	△74	98,970				△74	3職員手当等	△74	◎小学校管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△74 △74
計	239,507	△74	239,433				△74				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	65,467	△32	65,435				△32	3 職員手当等	△32	◎中学校管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△32 △32
計	143,918	△32	143,886				△32				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	67,370	△132	67,238				△132	3 職員手当等	△132	◎社会教育振興事業の減 ○一般職員給与費の減	△132 △132
2 公民館費	64,706	△30	64,676				△30	3 職員手当等	△30	◎矢巾町公民館事業の減 ○一般職員給与費の減	△30 △30
計	258,197	△162	258,035				△162				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

3 学校給食費	226,610	△542	226,068				△542	3 職員手当等	△542	◎共同調理場管理運営事業の減 ○一般職員給与費の減	△542 △542
計	370,901	△542	370,359				△542				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考		
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率:月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当				計	
補正後	長 等	2		15,787	5,275 (3.35)		140	65		21,267	2,746	24,013	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)					70,084	18,352	88,436		
	その他の 特別職	590	28,621	6,611	2,177 (3.35)		89	42		37,540	1,910	39,450	退職手当負担金	1,268
	計	610	81,673	22,398	24,484 (3.35)		229	107		128,891	23,008	151,899	退職手当負担金	4,341
補正前	長 等	2		15,787	5,353 (3.40)		140	65		21,345	2,746	24,091	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,287 (3.40)					70,339	18,352	88,691		
	その他の 特別職	590	28,621	6,611	2,210 (3.40)		89	42		37,573	1,910	39,483	退職手当負担金	1,268
	計	610	81,673	22,398	24,850 (3.40)		229	107		129,257	23,008	152,265	退職手当負担金	4,341
比 較	長 等	0		0	△ 78 (△ 0.05)		0	0		△ 78	0	△ 78	退職手当負担金	0
	議 員	0	0		△ 255 (△ 0.05)					△ 255	0	△ 255		
	その他の 特別職	0	0	0	△ 33 (△ 0.05)		0	0		△ 33	0	△ 33	退職手当負担金	0
	計	0	0	0	△ 366 (△ 0.05)		0	0		△ 366	0	△ 366	退職手当負担金	0

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	168 【0】	(190,833)	581,243 (48,651)	329,440 (16,572)	910,683 (256,056)	188,117 (22,268)	1,098,800 (278,324)	退職手当負担金 107,911 児童手当 8,050
補正前	167 【1】	(190,833)	581,243 (48,651)	332,885 (16,572)	914,128 (256,056)	188,117 (22,268)	1,102,245 (278,324)	退職手当負担金 107,911 児童手当 8,050
比 較	1 【△1】	(0)	0 (0)	△3,445 (0)	△3,445 (0)	0 (0)	△3,445 (0)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※ 【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	日 直 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	災 害 派 遣 手 当
	補正後	12,675	8,762	14,021	131,077	94,602	9,711	8,952	520	537	47,673	910	0
補正前	12,675	8,762	14,021	134,522	94,602	9,711	8,952	520	537	47,673	910	0	
比 較	0	0	0	△3,445	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	△ 3,445	制度改正による増減分	△ 3,445	
		その他の増減分		

(3) 職員手当の状況
 ア 期末手当・勤勉手当

(単位：月分)

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月	12月		
補正後	2.250	2.200	4.450	有
補正前	2.250	2.250	4.500	有
国の制度	2.250	2.200	4.450	有

令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度矢巾町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度矢巾町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
ア 上水道第3次拡張事業	231,934千円	△2,464千円	229,470千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 水道事業費用	617,312千円	2,921千円	620,233千円
第1項 営業費用	568,927千円	2,921千円	571,848千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 533,467千円は当年度分消費税資本的収支調整額 34,346千円及び損益勘定留保資金 499,121千円で補てんするものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	23,210千円	△40千円	23,170千円
第1項 負担金	23,210千円	△40千円	23,170千円
支出			
第1款 資本的支出	559,101千円	△2,464千円	556,637千円
第1項 建設改良費	406,751千円	△2,464千円	404,287千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第6条に定めた経費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	83,989千円	497千円	84,486千円

令和2年11月27日 提出

矢巾町長 高橋 昌造

令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			617,312	2,921	620,233	
	1 営業費用		568,927	2,921	571,848	
		3 総係費		107,752	2,921	110,673

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			23,210	△ 40	23,170	
	1 負担金		23,210	△ 40	23,170	
		2 他会計負担金		2,890	△ 40	2,850

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			559,101	△ 2,464	556,637	
	1 建設改良費		406,751	△ 2,464	404,287	
		3 第3次拡張事業費		231,934	△ 2,464	229,470

令和2年度矢巾町水道事業補正（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	234,332,000	△ 2,921,000	231,411,000
減価償却費	249,269,000	0	249,269,000
引当金の増減額（△は減少）	△ 239,409	977,000	737,591
長期前受金戻入額	△ 42,808,000	0	△ 42,808,000
受取利息及び受取配当金	△ 4,803,000	0	△ 4,803,000
支払利息	25,961,000	0	25,961,000
固定資産除却損	10,000,000	0	10,000,000
未収金の増減額（△は増加）	62,725,373	0	62,725,373
未払金の増減額（△は減少）	△ 201,926,064	0	△ 201,926,064
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 13,456,073	0	△ 13,456,073
小計	319,054,827	△ 1,944,000	317,110,827
利息及び配当金の受取額	4,803,000	0	4,803,000
利息の支払額	△ 25,961,000	0	△ 25,961,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	297,896,827	△ 1,944,000	295,952,827
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△371,283,000	2,462,000	△368,821,000
工事負担金による収入	19,200,000	0	19,200,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金等による収入	2,890,000	0	2,890,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△349,193,000	2,462,000	△346,731,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出等	△ 152,349,431	0	△ 152,349,431
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 152,349,431	0	△ 152,349,431
資金増減額	△ 203,645,604	518,000	△ 203,127,604
資金期首残高	664,148,698	0	664,148,698
資金期末残高	460,503,094	518,000	461,021,094

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	引当金 繰入額 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	8		26,563	18,743	45,306	14,044	3,910	63,260
	資本勘定支弁職員	3		5,378	1,000	6,378	876		7,254
	合計	13		38,312	24,176	62,488	18,088	3,910	84,486
補正前	損益勘定支弁職員	7		24,740	17,729	42,469	12,726	2,933	58,128
	資本勘定支弁職員	4		7,136	1,175	8,311	1,154		9,465
	合計	14		39,453	24,055	63,508	17,548	2,933	83,989
比較	損益勘定支弁職員	1		1,823	1,014	2,837	1,318	977	5,132
	資本勘定支弁職員	△ 1		△ 1,758	△ 175	△ 1,933	△ 278	0	△ 2,211
	合計	△ 1		△ 1,141	121	△ 1,020	540	977	497

区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	1,121	419	539	6,962	30
	0	55	0	571	0	379
補正前	1,096	390	539	6,962	30	7,387
	0	101	0	571	0	503
比較	25	29	0	0	0	159
	0	△ 46	0	0	0	△ 124

区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後	5,358	620	552	24	480
	0	0	0	0	0
補正前	5,256	644	552	24	520
	0	0	0	0	0
比較	102	△ 24	0	0	△ 40
	0	0	0	0	0

※ 2段表記の上段は常勤職員、下段は短時間勤務会計年度任用職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	△ 1,141	給与改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	△ 1,141	会計間異動等に係る分 △ 1,141
手当	121	制度改正に伴う増減分	△ 295	
		その他の増減分	416	会計間異動等に係る分 416

参 考 資 料

令和 2 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書

令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第2号）

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				617,312
	1 営業費用			568,927
		3 総 係 費		107,752
			1 給 料	31,876
			2 手 当	19,144
			5 法定福利費	13,880
			31 賞与引当金 繰 入 額	2,933

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的收入				23,210
	1 負 担 金			23,210
		2 他会計負担金		2,890
			1 他会計負担金	2,890

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的支出				559,101
	1 建設改良費			406,751
		3 第3次拡張 事 業 費		231,934
			1 給 料	7,577
			2 手 当	5,431
			5 法定福利費	3,668

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
2,921	620,233	
2,921	571,848	
2,921	110,673	
65	31,941	常勤職員給料の増ほか
839	19,983	勤勉手当の増ほか
1,040	14,920	共済組合等負担金の増
977	3,910	

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 40	23,170	
△ 40	23,170	
△ 40	2,850	
△ 40	2,850	児童手当繰入金の減

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 2,464	556,637	
△ 2,464	404,287	
△ 2,464	229,470	
△ 1,206	6,371	常勤職員給料の減
△ 758	4,673	期末手当の減ほか
△ 500	3,168	共済組合等負担金の減

令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度矢巾町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度矢巾町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
ア 公共下水道			
管渠建設改良事業	140,962千円	△1,382千円	139,580千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	770,007千円	△168千円	769,839千円
第1項 営業費用	697,300千円	△168千円	697,132千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 581,650千円は当年度分消費税資本的収支調整額 16,487千円及び損益勘定留保資金 565,163千円で補てんするものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	387,809千円	△1,382千円	386,427千円
第1項 建設改良費	167,611千円	△1,382千円	166,229千円

（議会の承認を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条に定めた経費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	25,732千円	△1,550千円	24,182千円

令和2年11月27日 提出

矢巾町長 高橋 昌造

令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第2号）

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			770,007	△ 168	769,839	
事業費用	1 営業費用		697,300	△ 168	697,132	
		3 総係費	52,721	△ 168	52,553	

資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			387,809	△ 1,382	386,427	
資本的支出	1 建設改良費		167,611	△ 1,382	166,229	
		1 管渠建設改良費	140,962	△ 1,382	139,580	

令和2年度矢巾町下水道事業補正（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は純損失）	101,808,000	166,000	101,974,000
減価償却額	584,803,000	0	584,803,000
引当金の増減額（△は減少）	374,936	△ 176,000	198,936
長期前受金戻入額	△ 268,883,000	0	△ 268,883,000
受取利息及び受取配当金	△ 1,000	0	△ 1,000
支払利息	114,304,000	0	114,304,000
固定資産除却損	2,000,000	0	2,000,000
未収金の増減額（△は増加）	41,913,797	0	41,913,797
未払金の増減額（△は減少）	△ 137,530,950	0	△ 137,530,950
小計	438,411,783	△ 10,000	438,778,783
利息及び配当金の受取額	1,000	0	1,000
利息の支払額	△ 114,304,000	0	△ 114,304,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	324,108,783	△ 10,000	324,475,783
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 152,328,000	1,374,000	△ 150,954,000
無形固定資産の取得による支出	△ 24,053,000	0	△ 24,053,000
国庫補助金等による収入	33,251,000	0	33,251,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 143,130,000	1,374,000	△ 141,756,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 423,405,706	0	△ 423,405,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 423,405,706	0	△ 423,405,706
資金増減額	△ 242,426,923	1,364,000	△ 240,685,923
資金期首残高	567,004,429	0	567,004,429
資金期末残高	324,577,506	1,364,000	326,318,506

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	引当金繰入額 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	1		3,748	2,949	6,697	2,051	513	9,261
		2		3,548	665	4,213	375	0	4,588
	資本勘定支弁職員	2		4,396	3,664	8,060	2,273	0	10,333
	合計	5		11,692	7,278	18,970	4,699	513	24,182
補正前	損益勘定支弁職員	1		3,653	2,852	6,505	1,946	689	9,140
		2		3,762	725	4,487	390	0	4,877
	資本勘定支弁職員	2		4,844	4,298	9,142	2,573	0	11,715
	合計	5		12,259	7,875	20,134	4,909	689	25,732
比較	損益勘定支弁職員	0		95	97	192	105	△176	121
		0		△214	△60	△274	△15	0	△289
	資本勘定支弁職員	0		△448	△634	△1,082	△300	0	△1,382
	合計	0		△567	△597	△1,164	△210	△176	△1,550

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後		240	258	0	2,752	20
		0	114	0	301	0	250
補正前		240	326	282	2,752	20	1,959
		0	159	0	301	0	265
比較		0	△68	△282	0	0	△111
		0	△45	0	0	0	△15

手当の内訳	区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後		1,332	163	0	0
		0	0	0	0	0
補正前		1,394	177	0	0	240
		0	0	0	0	0
比較		△62	△14	0	0	0
		0	0	0	0	0

※ 2段表記の上段は常勤職員、下段は短時間勤務会計年度任用職員の数値。児童手当は総括表に含まない。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明 (千円)	備考
給料	△ 567	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		△ 567	会計間異動等に係る分	△ 567	
手当	△ 597	制度改正に伴う増減分		△ 262	
		△ 335	会計間異動等に係る分	△ 335	

参 考 資 料

令和 2 年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書

令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第2号）

収益の収入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 事業費用				770,007
	1 営業費用			697,300
		3 総 係 費		52,721
			1 給 料	7,415
			2 手 当	3,817
			5 法定福利費	2,336
			31 賞与引当金 繰 入 額	689

資本の収入及び支出

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道 資本の支出				387,809
	1 建設改良費			167,611
		1 管渠建設 改 良 費		140,962
			1 給 料	4,844
			2 手 当	4,298
			5 法定福利費	2,573

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 168	769, 839	
△ 168	697, 132	
△ 168	52, 553	
△ 119	7, 296	常勤職員給料の減
37	3, 854	勤勉手当の増ほか
90	2, 426	共済組合等負担金の増
△ 176	513	

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
△ 1, 382	386, 427	
△ 1, 382	166, 229	
△ 1, 382	139, 580	
△ 448	4, 396	常勤職員給料の減
△ 634	3, 664	期末手当の減ほか
△ 300	2, 273	共済組合等負担金の減